

## 水戸・新市民会館事業費返還

# 原告の市民団体 控訴

## 「司法の役割放棄、不当」

水戸市の新市民会館の建設計画が地方財政法の「最少経費原則」に違反しているとして、市民団体が高橋靖市長を相手取り、市が支出した事業費の返還を求めた訴訟で、原告の訴えを退けた水戸地裁の判決を不服として、原告団は二十九日、東京高裁に控訴したと発表した。控訴は二十八日付。

(長崎高大)

水戸市民の原告十六人全一で被災し使えなくなったた  
員が控訴。控訴理由は「(地  
裁の)判決は、行政が進め  
る公共事業の無駄遣いを司  
法の立場から正當にチェッ  
クしようとせず、むしろ無  
駄な公共事業を積極的に奨  
励するものにほかならな  
い。司法の役割を放棄した  
不当な内容で、到底容認で  
きない」としている。

市は二〇二三年十二月、  
旧市民会館が東日本大震災

で被災し使えなくなったた  
め、同市泉町に新施設を建  
設すると表明した。市民団  
体は、はじめに中心市街地  
への移転ありきで立地判断  
の根拠がなく、事業費算定  
もずさんだと批判。一九年  
十二月、予算執行の差し止  
めなどを求めて提訴した。  
その後、市が再開発組合へ  
の支出を続けたため、支出  
済みの事業費計約二百六十  
一億円の返還請求に訴えの

内容を変更した。  
今月十五日の判決で広沢  
論裁判長は、立地決定過程  
などで検討が不十分だった  
とは言えないと指摘。「市  
長の裁量権の逸脱や乱用は  
認められない」として原告  
の請求を棄却した。